法律

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十九号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第十三条）」を「基本方針等（第十三条・第十三条の二）」に改める。

第一条中「策定」を「策定等」に改める。

「第三章　基本方針」を「第三章　基本方針等」に改める。

第十三条に見出しとして「（基本方針）」を付する。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（国会への報告）

第十三条の二　政府は、大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十条第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月」を「二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に「。第二十八条の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八条第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二　特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四　前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3　特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4　特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一　公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二　公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三　特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

第三十条中「三年間」を「五年間」に改める。

第四十一条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第三章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第四十五条第一項第五号ロ中「、同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削り、同項第九号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第四十七条第一号イ中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同条第二号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第五十四条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。